

令和8年4月24日

保護者様

### タブレット等の家庭への持ち帰りに関する同意書

さいたま市教育委員会が所有するタブレット等を家庭へ持ち帰るに当たり、本校在学中において、下記の事項について同意し、貸与されたタブレット等を適切に利用します。

#### 記

- 1 タブレット等を、学習活動以外に利用することはしません。
- 2 タブレット等は、本同意書に記入された児童生徒のみが使用し、他の者に譲渡、転貸、売却等しません。
- 3 破損や紛失のないよう、細心の注意を払って使用します。また、破損等があった場合は速やかに学校へ連絡します。
- 4 付属品（ケース、充電用機器、タッチペン）を含め、故意の破損や改造・設定変更による故障、また、紛失（盗難の場合を除く）した場合は弁償します。
- 5 学習に不必要なサイトにアクセスしたり、本人の許可を得ることなく写真や動画をインターネット上にアップしたり、他人を誹謗・中傷する内容をインターネット上に書き込んだりしないよう、適切に使用します。
- 6 姿勢や画面との距離に注意したり、長時間にわたって継続して画面を見ないように途中で休憩を取ったりするなど、健康面に気を付けて使用します。